

4 経営第 3234 号
4 農振第 3638 号
令和 5 年 3 月 31 日

各都道府県知事 宛

農林水産事務次官

「農地法関係事務に係る処理基準について」の一部改正について

第 208 回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）が令和 5 年 4 月 1 日から施行されることとなり、これにより、農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「法」という。）、農地法施行令（昭和 27 年政令第 445 号）及び農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号）の一部がそれぞれ改正されることを踏まえ、「農地法関係事務に係る処理基準について」（平成 12 年 6 月 1 日付け 12 構改 B 第 404 号農林水産事務次官依命通知）の一部を別紙のとおり改正し、同日付けで施行した。

今般の法改正の主たる内容は、農業者の減少・高齢化が加速化する中において、認定農業者等の担い手だけではなく、経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規に参入する者を地域内外から取り込むことが重要であり、これらの者の農地等の利用を促進する観点等から、改正前の法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積要件を廃止したものである。

また、改正後においても、農地等の権利取得後において耕作等の事業に供すべき農地等の全てを効率的に利用して耕作等の事業を行うと認められること（改正後の法第 3 条第 2 項第 1 号）、権利取得者等がその取得後において行う耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること（同項第 4 号）、権利取得者等がその取得後において行う耕作等の事業の内容並びにその農地等の位置及び規模からみて、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められること（同項第 6 号）等の改正前の法第 3 条第 2 項各号（第 5 号を除く。）に規定する要件は存置され、農地等の権利

取得に当たっては、これらの要件を満たす必要がある。農業委員会においては、法第3条第1項の許可を行うに当たり、これらの要件を適切に審査することにより、農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保等に支障を生ずることがないように、適正に処理されたい。

特に、改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第1項に規定する地域計画において、農業を担う者ごとに利用する農用地等を定め、地図に表示することによって農地等の効率的かつ総合的な利用を図ることとしていることを踏まえれば、地域計画の区域内の農地等に係る権利取得によって、当該地図の実現に支障が生ずる場合には、改正後の法第3条第2項第6号に掲げる場合に該当し、許可することができない。

なお、法第3条第1項の規定に基づき農業委員会が行う許可の事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であることを踏まえ、農業委員会は、本基準の改正内容を御了知の上、関係事務を適切に処理されたい。

なお、貴管内の市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

以上、命により通知する。